

契約書面もあわせて本書面の内容を十分にお読みください。

クーリング・オフのお知らせ

- あなたは、次の表に定める契約をしたときに、事業者から交付される契約書面及び本書面を受領された日を含めて3週間(21日間)は、書面(下図参照)又は電磁的記録により無条件で当該契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面又は電磁的記録を発信したとき(郵便消印日など)から発生します。ただし、BまたはCの契約において、仕入契約により仕入れた商品の引き渡しを受けた日が、契約書面を受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日が起算日となります。**

	契約	契約書面
A	訪問販売による売買契約 ※ただし、現金取引(契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ、代金の全部を支払うこと)で、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。	「契約の内容を明らかにした書面」
B	訪問販売員登録、BM登録及び仕入契約	「販売を始めるあなたへ」
C	売買基本契約及び営業所チャレンジ期間中及び営業所昇格後の仕入契約	「営業所を始めるあなたへ」

- この場合あなたは、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払義務はありません。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用し、若しくは消費し、又は権利行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受け、又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
- なお、**訪問販売による売買契約(上記1のA)において、健康食品、不織布及び幅が13センチメートル以上の織物、コンドーム及び生理用品、防虫剤・殺虫剤・防臭剤及び脱臭剤(医薬品を除く。)、化粧品・毛髪用剤及び石鹼(医薬品を除く。)・浴用剤・合成洗剤・洗浄剤・つやだし剤・ワックス・靴クリーム並びに歯ブラシ、履物、壁紙、配置薬について使用又は消費した場合(ただし、事業者があなたに当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。)は、クーリング・オフができなくなりますのでご注意下さい。**
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりあなたが誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から3週間(21日間)を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。

右図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、
販社あて郵送して下さい。(簡易書留扱いが確実です。)
電磁的記録による場合も必要記載事項は同じです。

<input type="checkbox"/>	郵便はがき
○ ○ ○ ○	
○○○○	販売会社行
・ご住所	
(フリガナ)	
・ご契約者名	
・電話番号	

契約日 ○年○月○日
・販売会社名
・販売会社住所
・電話番号
・解約する商品名、 解約する地位名
上記日付の契約は 解除します。